

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 29 年 7 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 1 件（協会員 3 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、次のとおり、検討計画を取りまとめた。

記

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに 結論を得る予定)
1	協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の見直し 【協会員の従業員に関する規則】	<p>○ 信用取引やデリバティブ取引は、保有する金融資産やポートフォリオに対するヘッジ機能を提供するなど、投機的利益の追求を目的としない取引も存在し、資産形成やリスク管理に有効な取引手段の一つである。</p> <p>また、役職員が実際に自己で取引を行うことにより、これまで以上に投資家の立場に立った説明ができるようになるなどのサービスの品質向上が期待できるほか、信用取引は仮需要の供給による流動性の向上という機能もあることから、商品の流動性の向上に資することも考えられる。</p> <p>さらに、海外では全面的な禁止はしておらず、各社の方針や社内手続きによって管理・運用が任されており、国内における原則禁止の規制は海外と比べて非常に厳しい規制になっている。</p> <p>以上の理由から、協会員の役職員による信用取引及びデリバティブ取引を解禁し、代わりに投機的利益の追求を目的とした取引等の防止のための社内管理態勢の整備等を求める規制に変更してはどうか。</p>	⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討する。

以 上